

議案第5号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1議長の項中「344,000円」を「345,000円」に改め、同表副議長の項中「280,000円」を「280,800円」に改め、同表常任委員長、議会運営委員長の項中「262,000円」を「262,800円」に改め、同表議員の項中「256,000円」を「256,800円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（報酬等の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第74号）の施行に伴い、実情を踏まえ情勢適応の観点から、報酬月額の上昇を促すため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要がある。

令和 6 年 3 月 14 日原案可決